

別紙様式3(一般競争入札)

令和6年度 空知森林管理署公共工事契約状況

令和7年3月11日

空知森林管理署長 武森 美紀男

工事名		施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
炭山川治山工事		北海道芦別市西芦別町 空知森林管理署4464小班	治山工事	山腹水路工 1101.0m	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所		
84,847,000円	76,859,240円	令和7年3月6日	北海道芦別市南2条東1丁目2番地 日成建設株式会社 代表取締役 坂田 啓一郎		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期			
84,500,000円	令和7年5月	令和7年11月26日			

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準
別紙「入札公告」のとおり
 - ・落札理由 申請書の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 1 月 30 日

分任支出負担行為担当官

空知森林管理署長 武田 祐介

1 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休 2 日の試行工事（発注者指定方式）である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(1) 工 事 名 炭山川治山工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 芦別市西芦別町 空知森林管理署 4464 林班外

(3) 工事内容 山腹工 0.30ha
山腹水路工 1101.0m
資材運搬路 970.0m

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 26 日まで

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型（省略））により行う。

(6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和 7 年 5 月 7 日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

- (9) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10 k m 程度又は移動時間 60 分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

- (10) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和 5・6 年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係る B 等級、A 等級又は C 等級の一般競争参加資格の認定を受けている者、または北海道森林管理局の 建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 15 年間に元請けとして、以下に示す契約金額 500 万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕）

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。
また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる②を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和7年1月31日から令和7年2月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時00分から17時00分まで。
また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。
- ②提出先：〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地
空知森林管理署 総務グループ（経理担当）
電話：050-3160-5715
メールアドレス：h_sorachi@maff.go.jp
- ③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものと
し、郵便又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札
による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がない
と認めた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ② 上記2の(6)の資料で示された実績等により、最大30点の加算点を与える。
- ③ 上記3の(1)の資料、下記6の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。
- ④ 得られた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 施工能力等

- ① 企業の施工実績
② 配置予定技術者の能力
③ 企業の安全管理状況

イ 信頼性・社会性

- ① 地域精通度
② 地域貢献度

ウ 施工体制の確保に関する事項

※ア及びイの2項目で最大30点

ウで最大30点の施工体制評価点とする。

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び申請書、資料をもって入札する。標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{（標準点＋加算点＋施

工体制評価点) / (入札価格) }) を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地
空知森林管理署 総務グループ(経理担当)
電話：050-3160-5715
メールアドレス：h_sorachi@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和7年1月30日から令和7年3月3日まで(休日を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)
- ② 場所：〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地
空知森林管理署 総務グループ(経理担当)
電話：050-3160-5715
- ③ その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和7年2月27日9時00分

入札締切日時 令和7年3月4日10時00分

- ② 紙入札方式により持参する場合は、令和7年3月4日10時00分に空知森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。
- ③ 開札は、令和7年3月4日10時00分に空知森林管理署において行う。
- ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行岩見沢代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁空知森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意喚起を行うことがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 本案件は、申請書及び資料の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳

細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁長官通知）による。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(12) 施工体制を評価するために、申請書および資料の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、申請書および資料とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料 7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)
をご覧ください。

仕様書の一部訂正について

令和7年1月30日付けで公告した「炭山川治山工事」の仕様書1について下記の通り訂正します。

令和7年2年5日

分任支出負担行為担当官
空知森林管理署長 武田 祐介

記

訂正箇所

○仕様書1

訂正

入札説明書

電話番号

【誤】

電話：050-3160-

【正】

電話：050-3160-5715

削除

工事請負契約書（案）

【誤】

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

【工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除】

4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

【正】

4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

削除

10 特約事項の削除

削除

特記仕様書

仕様書 1 P32～P35(ICT 活用工事について（発注者指定型）)の削除

訂正

現場説明書

9 その他特記事項

【誤】

・本工事は、I C T技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事 完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するI C T活用工事（発注者指定型 or 受注者希望型）である。また、I C Tを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。

【正】

・本工事は、I C T技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事 完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するI C T活用工事（受注者希望型）である。また、I C Tを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。

10 積算に用いた設計条件

⑩生コンクリートの設計単価

【誤】

令和6年1月

【正】

令和6年11月

(別添1)

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1工 事 名炭山川治山工事
- 2工 事 場 所芦別市西芦別町 空知森林管理署4464林班外
- 3工 期令和 年 月 日から (契約締結日の翌日から)
令和 7年11月26日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
【工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除】
- 4請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5契約保証金額 円
- 6前 金 払 請負代金額の10分の 以内
- 7あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 8選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは (○印) 、削除されるものは (×印) である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者		第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
×	中間前金払		第35条第5項
×	部分払	回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

9 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

10 特約事項

- (1) 工事の検査において、契約書に添付した技術提案書（様式5又は様式6）に記載してある内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、その履行に係る部分は、工事完成日以降においても引き続き存続する。
- (2) 提案された内容のうち、その性格から履行されなかった場合に再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害補償等を求めるものとする。また、再度の施工が可能な場合には、再度施工を行うものとする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 岩見沢市 3 条東 1 7 丁目 3 4 番地
分任支出負担行為担当官
(氏名) 空知森林管理署長 武田 祐介 印

受注者 (住所)

(氏名) _____ 印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別添1)

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1工 事 名炭山川治山工事
- 2工 事 場 所芦別市西芦別町 空知森林管理署4464林班外
- 3工 期令和 年 月 日から (契約締結日の翌日から)
令和 7年11月26日まで
- 4請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5契約保証金額 円
- 6前 金 払 請負代金額の10分の 以内
- 7あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 8選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	〔 〕 主任技術者 〔 〕 監理技術者		第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
×	中間前金払		第35条第5項
×	部分払	回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

9 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

令和 年 月 日

受注者 (住所)

(氏名) 印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

治山工事現場説明書

工 事 名 炭山川治山工事
工 事 場 所 芦別市西芦別町
空知森林管理署 4464林班外
別紙(位置図)のとおり

説 明 事 項

1 構造物の内容

(1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	

(2) 山腹工

工 種	種 別	数 量	備 考	工 種	種 別	数 量	備 考
山腹工		0.30ha					
	山腹水路工	1101.0m					
	資材運搬路	970.0m					

(※) 詳細については、別紙構造図を参照

2 支給材料及び貸与品について
該当なし

3 設計変更について
任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

4 災害補償について
災害補償については契約約款第30条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない
場合がある。

(1) 補償の対象とならない事項

- ① 出来高について
工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分
の証明ができない場合。
- ② 機械器具類について
設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を
受けた場合。
- ③ 工事資材について
常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。
- ④ 仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について
受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法
と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

(1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合

(2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

(3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

(1) 保安帽及び保護具の完全着用

(2) 地山の掘削作業

(3) 機械作業及び機械器具の点検

(4) 高所(足場上)における作業

(5) 架線直下における作業

(6) 火薬類の取扱作業

(7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。

・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。

・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。

・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

・本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(発注者指定型or受注者希望型)である。また、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。

・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。

・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年5月7日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。

なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。

ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	10.7km	
②工種区分	治山・地すべり防止工事	
③施工地域補正(%)	山間僻地	
④現場環境改善費	該当有	
⑤補正地域区分	2級地	
⑥施工時期補正(冬期補正)	補正有	
⑦一般管理費(前払金支出割合による補正)	補正無	
⑧一般管理費(契約保証に係る補正)	金銭保証	
⑨工期の設定	264日	うち冬期日数 26日

⑩生コンクリートの設計単価	令和 6 年 1 月	地区ゾーン単価
⑪切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑫かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑬労務単価	令和 6 年 3 月	
⑭刊行物単価	令和 7 年 1 月号	
⑮刊行物単価(四半期)	令和 6 年 10 月号	
⑯施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 5 年 4 月	
⑰冬期補正(労務費)	補正無	
⑱時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無	
⑲週休2日を促進する施工工事	発注者指定方式(4週8休以上)	
⑳共通仮設費(率対象外経費)	無し	
㉑現場管理費(率対象外経費)	無し	
㉒一般管理費(率対象外経費)	無し	

11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続きを行うこと。
- (3) 山火事警防について
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について
落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

治山工事現場説明書

工 事 名 炭山川治山工事
工 事 場 所 芦別市西芦別町
空知森林管理署 4464林班外
別紙(位置図)のとおり

説 明 事 項

1 構造物の内容

(1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	

(2) 山腹工

工 種	種 別	数 量	備 考	工 種	種 別	数 量	備 考
山腹工		0.30ha					
	山腹水路工	1101.0m					
	資材運搬路	970.0m					

(※) 詳細については、別紙構造図を参照

2 支給材料及び貸与品について
該当なし

3 設計変更について
任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

4 災害補償について
災害補償については契約約款第30条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない
場合がある。

(1) 補償の対象とならない事項

- ① 出来高について
工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分
の証明ができない場合。
- ② 機械器具類について
設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を
受けた場合。
- ③ 工事資材について
常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。
- ④ 仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について
受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法
と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

(1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合

(2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

(3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

(1) 保安帽及び保護具の完全着用

(2) 地山の掘削作業

(3) 機械作業及び機械器具の点検

(4) 高所(足場上)における作業

(5) 架線直下における作業

(6) 火薬類の取扱作業

(7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。

・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。

・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。

・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

・本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(受注者希望型)である。また、ICTを用いた3次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた3次元データを納品するものとする。

・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。

・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年5月7日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。

なお、協議の際には、施工計画書の変更に基つき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。

ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	10.7km	
②工種区分	治山・地すべり防止工事	
③施工地域補正(%)	山間僻地	
④現場環境改善費	該当有	
⑤補正地域区分	2級地	
⑥施工時期補正(冬期補正)	補正有	
⑦一般管理費(前払金支出割合による補正)	補正無	
⑧一般管理費(契約保証に係る補正)	金銭保証	
⑨工期の設定	264日	うち冬期日数 26日

⑩生コンクリートの設計単価	令和 6 年 11 月	地区ゾーン単価
⑪切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑫かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑬労務単価	令和 6 年 3 月	
⑭刊行物単価	令和 7 年 1 月号	
⑮刊行物単価(四半期)	令和 6 年 10 月号	
⑯施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 5 年 4 月	
⑰冬期補正(労務費)	補正無	
⑱時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無	
⑲週休2日を促進する施工工事	発注者指定方式(4週8休以上)	
⑳共通仮設費(率対象外経費)	無し	
㉑現場管理費(率対象外経費)	無し	
㉒一般管理費(率対象外経費)	無し	

11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続きを行うこと。
- (3) 山火事警防について
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について
落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(別添 1)

競争参加資格確認結果書

工 事 名：炭山川治山工事

発注機関名： 空知森林管理署

入札公告日：令和7年1月30日

競争参加資格確認結果通知期限日：令和7年2月18日

[illegible]

(別添 2)

入札執行調書（省略型総合評価落札方式）

入札物件番号（第					号）							
					工事名：炭山川治山工事							
入札者の商号又は名称	技術評価点				第 1 回 入 札			備考	第 2 回 入 札			備考
	総計	標準点	施工能力 加算点	施工体制 評価点	入札価格 （消費税抜き） 円	評価値 （点／百万円）	評価順位		入札価格 （消費税抜き） 円	評価値 （点／百万円）	評価順位	
北宝建設株式会社	155.2	100.0	25.2	30.0	85,900,000	1.807	－		辞退		－	
日成建設株式会社	153.6	100.0	23.6	30.0	85,000,000	1.807	－		84,500,000	1.818	1	落札

注）上記金額は、入札者が見積もった金額の１０分の１に相当する金額である。

入札執行月日 令和 7 年 3 月 4 日

開札結果は上記の金額のとおり相違ありません。

執行官	農林水産 技官	武田 祐介
立会職員	農林水産 技官	渡辺 智之
確認職員	農林水産 技官	渡辺 智之

(別添3)

令和 6 年度

積算内訳書

大分類流域 石狩川

支流域 芦別川下流

工事名 炭山川治山工事

施工地 北海道芦別市西芦別町
空知森林管理署 4464林小班ほか

森林管理局	北海道森林管理局
森林管理署	空知森林管理署
事務所名等	本署

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
山腹工（C-3測線水路工）	式	1		25,754,000	費目行	
治山土工				25,754,000	工種行	
礫質土床掘				768,948	種別行	
砂・砂質土・粘性土・礫質土 床掘 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） [B山腹工] 地山	m3	1,383	556	768,948		[治1-1-4（1）] [4272]
礫質土埋戻				314,116	種別行	
砂・砂質土・粘性土・礫質土・軟岩（Ⅰ）A・B・軟岩（Ⅱ） 埋戻 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） [B山腹工] ルー	m3	649	484	314,116		[治1-1-4（1）] [4283]
岩塊・玉石埋戻				8,985	種別行	
岩塊・玉石 埋戻 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） [B山腹工] ルー	m3	15	599	8,985		[治1-1-4（1）] [4285]
C-3測線1号水路工				2,102,648	種別行	
C-3測線1号水路工 コルゲートフリューム600*600 アンカービンD=16 L=1000 植生土のう	m	79,900	26,316	2,102,648		[7001]
C-3測線2号水路工				1,285,392	種別行	
C-3測線2号水路工 コルゲートフリューム600*600 アンカービンD=16 L=1000 植生土のう	m	48,800	26,340	1,285,392		
C-3測線3号水路工				2,321,963	種別行	
C-3測線3号水路工 コルゲートフリューム600*600 アンカービンD=16 L=1000 植生土のう	m	88,100	26,356	2,321,963		

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
C-3測線4号水路工				1,104,852	種別行	
C-3測線4号水路工 コルゲートフリュウム600*600 アンカービンD=16 L=1000 植生土のう	m	42	26,306	1,104,852		
C-3測線5号水路工				2,072,721	種別行	
C-3測線5号水路工 コルゲートフリュウム600*600 アンカービンD=16 L=1000 植生土のう	m	78	26,337	2,072,721		
C-3測線6号水路工				1,094,834	種別行	
C-3測線6号水路工 コルゲートフリュウム500*500 アンカービンD=16 L=700 植生土のう	m	45	24,222	1,094,834		
C-3測線7号水路工				1,421,372	種別行	
C-3測線7号水路工 コルゲートフリュウム500*500 アンカービンD=16 L=700 植生土のう	m	58	24,173	1,421,372		
C-3測線8号水路工				1,845,001	種別行	
C-3測線8号水路工 コルゲートフリュウム400*400 アンカービンD=16 L=700 植生土のう	m	82	22,418	1,845,001		
C-3測線9号水路工				2,013,808	種別行	
C-3測線9号水路工 コルゲートフリュウム350*350 アンカービンD=16 L=700 植生土のう	m	95	21,087	2,013,808		
C-3測線10号水路工				684,676	種別行	
C-3測線10号水路工 コルゲートフリュウム350*350 アンカービンD=16 L=700 植生土のう	m	32	21,132	684,676		

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
伏工（植生ネット工）				6,404,580	種別行	
伏工（植生ネット工） 幅1.0m*10m 袋あり（間隔0.4m）ポリエチレン 目合12*20mm	m2	2,737	2,340	6,404,580		[令和6年版必携（上）P391]
コルゲートパイプ集水桝φ1000				193,573	種別行	
コルゲートパイプ集水桝φ1000 H=1.568 φ1000 H=1.568	基	4	45,186	180,744		[床掘土量:11.56（総量）/4=2.89 埋戻土量:1.75（※
ﾀﾝﾊﾟ 締固め	m3	1,160	1,425	1,653		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1347]
コンクリート 小型構造物 ｾｯｸﾙ(ｸﾚﾝ機能付)打設 一般養生	m3	0,316	35,370	11,176		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1539]
コルゲートパイプ集水桝φ1200				59,048	種別行	
コルゲートパイプ集水桝φ1200 H=1.568 φ=1200 H=1.568	基	1	55,841	55,841		[床掘土量:4.48 埋戻土量:3.01]
ﾀﾝﾊﾟ 締固め	m3	0,290	1,425	413		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1347]
コンクリート 小型構造物 ｾｯｸﾙ(ｸﾚﾝ機能付)打設 一般養生	m3	0,079	35,370	2,794		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1539]
コルゲートパイプ集水桝φ1200				231,567	種別行	
コルゲートパイプ集水桝φ1200 φ=1200 H=2.078m	基	3	73,982	221,946		[床掘土量:19.87（総量）/3基=6.62m3 埋戻土量:3.01]
ﾀﾝﾊﾟ 締固め	m3	0,870	1,425	1,239		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1347]
コンクリート 小型構造物 ｾｯｸﾙ(ｸﾚﾝ機能付)打設 一般養生	m3	0,237	35,370	8,382		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1539]

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
残土運搬（礫質土）				893,424	種別行	
残土運搬	m3	734.120	1,217	893,424		
残土敷均し・締固め				265,017	種別行	
残土敷均し・締固め ブルドーザ15t級	m3	734.120	361	265,017		[共 1－8] [令和 6 年版必携（上） P227 0.2/100m3=0.002人/m3]
1号帯工				174,538	種別行	
1 号帯工 2 mかご 2 本 3 mかご 1 本	式	1		174,538		
2号帯工				493,662	種別行	
2 号帯工 2 mかご 7 本 3 mかご 2 本	式	1		493,662		
仮設工（C-3測線資材運搬路）	式	1		7,059,000	費目行	
仮設工				7,059,000	工種行	
ブルドーザ掻均し				1,094,571	種別行	
ブルドーザ掻均し BD=11t級 礫質土	m	703	1,557	1,094,571		[提 0 9－0 1]
砂利路盤工				5,420,130	種別行	
砂利路盤工	m2	2,109	2,570	5,420,130		[令和 6 年版必携（上） P1018 材料割増率K=0.15 100

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
砂利小運搬				369,918	種別行	
砂利小運搬	m3	421.800	877	369,918		
木製路面排水工				141,168	種別行	
木製路面排水工（床掘なし） Aタイプ 特殊ゴム製 L=4.0m	m	16	8,823	141,168		
土塁工				14,160	種別行	
土塁工（C-3測線）	m3	24	590	14,160		
暗渠排水管				19,576	種別行	
暗渠排水管 据付 波状管及び網状管 50~150mm 要	m	24	815.70	19,576		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1452]
山腹工（C-6測線）	式	1		4,791,000	費目行	
治山土工				77,000	工種行	
礫質土床掘				63,384	種別行	
砂・砂質土・粘性土・礫質土 床掘 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）[B山腹工] 地山	m3	114	556	63,384		[治1-1-4（1）] [4272]
礫質土埋戻				13,068	種別行	
砂・砂質土・粘性土・礫質土・軟岩（Ⅰ）A・B・軟岩（Ⅱ） 埋戻 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）[B山腹工] ルー	m3	27	484	13,068		[治1-1-4（1）] [4283]

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
岩塊・玉石埋戻				1,198	種別行	
岩塊・玉石 埋戻 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値） [B山腹工] ルー	m3	2	599	1,198		[治1-1-4 (1)] [4285]
C-6測線1号水路工				612,000	工種行	
C-6測線1号水路工	m	28	21,555	612,162		
C-6測線2号水路工				2,360,000	工種行	
C-6測線2号水路工	m	112	21,076	2,360,512		
C-6測線3号水路工				927,000	工種行	
C-6測線3号水路工	m	44	21,076	927,344		
伏工（植生ネット工）				631,000	工種行	
伏工（植生ネット工） 幅1.0m*10m 袋あり（間隔0.4m）ポリエチレン 目合12*20mm	m2	270	2,340	631,800		[令和6年版必携（上）P391]
コルゲートパイプ集水桝φ1000				48,000	工種行	
コルゲートパイプ集水桝φ1000 H=1.568 φ1000 H=1.568	基	1	45,186	45,186		[床掘土量:11.56（総量）/4=2.89 埋戻土量:1.75（※
タンパ 締固め	m3	0	1,425	413		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1347]
コンクリート 小型構造物 バック材（クレーン機能付）打設 一般養生	m3	0	35,370	2,794		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1539]

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
残土運搬				105,000	工種行	
残土運搬	m3	87	1,217	105,879		
残土敷均し・締固め				31,000	工種行	
残土敷均し・締固め ブルドーザ15t級	m3	87	361	31,407		[共 1 - 8] [令和 6 年版必携 (上) P227 0.2/100m3=0.002人/m3]
山腹工 (C-14.15測線)	式	1		7,229,000	費目行	
治山土工				7,229,000	工種行	
礫質土床掘				63,940	種別行	
砂・砂質土・粘性土・礫質土 床掘 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型 (第3次基準値) [B山腹工] 地山	m3	115	556	63,940		[治1-1-4 (1)] [4272]
礫質土埋戻				26,620	種別行	
砂・砂質土・粘性土・礫質土・軟岩 (Ⅰ) A・B・軟岩 (Ⅱ) 埋戻 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型 (第3次基準値) [B山腹工] ルー	m3	55	484	26,620		[治1-1-4 (1)] [4283]
岩塊・玉石埋戻				2,396	種別行	
岩塊・玉石 埋戻 BH=山0.8m3 超低騒音型・排出ガス対策型 (第3次基準値) [B山腹工] ルー	m3	4	599	2,396		[治1-1-4 (1)] [4285]
C-14.15測線1号水路工				260,746	種別行	
C-14.15測線1号水路工 コルゲートフリューム350*350 アンカーピンD=16 L=700 植生土のう	m	11	22,286	260,746		

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
C-14. 15測線2号水路工				1,102,279	種別行	
C-14. 15測線2号水路工 コルゲートフリューム350*350 アンカーピンD=16 L=700 植生土のう	m	52 100	21,157	1,102,279		
C-14. 15測線3号水路工				999,496	種別行	
C-14. 15測線3号水路工 コルゲートフリューム350*350 アンカーピンD=16 L=700 植生土のう	m	47 300	21,131	999,496		
C-14. 15測線4号水路工				1,196,071	種別行	
C-14. 15測線4号水路工 コルゲートフリューム350*350 アンカーピンD=16 L=700 植生土のう	m	56 600	21,132	1,196,071		
C-14. 15測線5号水路工				2,051,989	種別行	
C-14. 15測線5号水路工 コルゲートフリューム350*350 アンカーピンD=16 L=700 植生土のう	m	97 200	21,111	2,051,989		
伏工（植生ネット工）				1,064,700	種別行	
伏工（植生ネット工） 幅1.0m*10m 袋あり（間隔0.4m）ポリエチレン 目合12*20mm	m2	455	2,340	1,064,700		[令和6年版必携（上）P391]
コルゲートパイプ集水柵φ1000				145,179	種別行	
コルゲートパイプ集水柵φ1000 H=1.568 φ1000 H=1.568	基	3	45,186	135,558		[床掘土量:11.56（総量）/4=2.89 埋戻土量:1.75（※
タパ 締固め	m3	0 870	1,425	1,239		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1347]
コンクリート 小型構造物 バック杓(クレーン機能付)打設 一般養生	m3	0 237	35,370	8,382		[R6改定資料 + R5治山林道必携・上巻P1539]

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
残土運搬（礫質土）				243,400	種別行	
残土運搬	m3	200	1,217	243,400		
残土敷均し・締固め				72,200	種別行	
残土敷均し・締固め ブルドーザ15t級	m3	200	361	72,200		[共 1－8] [令和 6 年版必携（上） P227 0.2/100m3=0.002人/m3]
仮設工（C-14.15測線資材運搬路）	式	1		2,655,000	費目行	
仮設工				2,655,000	工種行	
ブルドーザ掻均し				415,719	種別行	
ブルドーザ掻均し BD=11t級 礫質土	m	267	1,557	415,719		[提 0 9－0 1]
砂利路盤工				2,058,570	種別行	
砂利路盤工	m2	801	2,570	2,058,570		[令和 6 年版必携（上） P1018 材料割増率K=0.15 10C]
砂利小運搬				140,495	種別行	
砂利小運搬	m3	160	877	140,495		
木製路面排水工				35,292	種別行	
木製路面排水工（床掘なし） Aタイプ 特殊ゴム製 L=4.0m	m	4	8,823	35,292		

本工事費内訳書

炭山川治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土塁工	式	1		5,900	種別行	
土塁工 (C-14.15測線)	m3	10	590	5,900		
直接工事費	式	1		47,488,000		
共通仮設費計	式	1		7,059,000		203,000 + 6,315,000 + 541,000
共通仮設費(積上げ分計)	式	1		203,000		203,563
安全費	式	1		203,563	44号内訳書 12頁	
共通仮設費(率計上)	式	1		6,315,000		47,488,000 * 13.3 / 100
現場環境改善費(率計上)	式	1		541,000		47,488,000 * 1.14 / 100
純工事費	式	1		54,547,000		47,488,000 + 7,059,000
現場管理費	式	1		17,449,000		54,547,000 * 31.99 / 100
工事原価	式	1		71,996,000		54,547,000 + 17,449,000
一般管理費等	式	1		12,851,286		((71,996,000 * (17.81 + 0 + 0) / 100) + 28,798.4) - 0
一般管理費等計	式	1		12,851,000		12,851,286
工事価格	式	1		84,847,000		84,847,000

11 頁

安全費

内訳書

44号内訳書

名 称 ・ 規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
雨量計設置・撤去	式	1		203,563		[提 0 7 - 0 4] [記録日数 270日/2=135日 記録紙 135日/30=
計				203,563		